

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 事務事業名 | 訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業） | | | 事業コード | 0370 |
| 所属コード | 062100 | 課等名 | 障がい福祉課 | 係名 | 相談認定係 |
| 課長名 | 晴山 陽夫 | 担当者名 | 工藤 啓 | 内線番号 | 2514 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 | <input type="checkbox"/> 公の施設 | <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 | <input type="checkbox"/> 補助金 | <input type="checkbox"/> 内部管理 |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

| | | | | |
|---------------|---|---|-----------------------------------|--------------|
| 総合計画 体系（旧） | 施策の柱 | いきいきとして安心できる暮らし | コード | 1 |
| | 施策 | 共に歩む障がい者福祉の実現 | コード | 3 |
| | 基本事業 | 障がい者福祉サービスの充実 | コード | 2 |
| 予算費目名(H26) | 一般会計 3款 1項 2目 地域生活支援事業 (004-03) | | | |
| 特記事項(H26) | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 单年度 | <input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返 | <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 18年度 |
| 根拠法令等(H26) | 障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日付で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へ改正）、盛岡市地域生活支援事業給付費支給要綱、盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱 | | | |

(2) 事務事業の概要

身体障害者に対し、盛岡市地域生活支援事業として、訪問入浴サービスを実施する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

移動入浴車派遣事業として実施してきた事業を、平成 18 年 10 月 1 日から障害者自立支援法に基づく盛岡市障害者地域生活支援事業の一つとして実施。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。（3）からどう変化したか。

平成 18 年 9 月以前は、盛岡市の単費補助事業として業務委託していた。肢体不自由の身体障害者は増加しているが、要綱により、他のサービスを利用できない者で訪問入浴サービスが必要なものと要件を定めているため、急激な増加はないと考えられる。

2 事務事業の実施状況（Do）

(1) 対象（誰が、何が対象か）

家庭において入浴が困難な重度障がい者で医師が入浴可能と認めた利用希望者。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 見込み | 26年度 実績 |
|----------|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 利用希望者数 | 人 | 9 | 8 | 8 | 10 | 9 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(3) 26年度に実施した主な活動・手順

盛岡市地域生活支援給付費支給要綱の規定による支給承認を受け、事業者と契約を締結し、サービスを受けた利用者は、利用料の 100 分の 10 に相当する金額を起業者に支払い、盛岡市は、利用料の 100 分の 90 に相当する金額を事業者に支払う（利用回数 1 人あたり 5 回／月）。ただし、100 分の 90 に相当する金額が盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第 4 第 2 項に定める金額を超えるときは超過分も支給する。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 | 26年度 実績 |
|----------|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 利用者数 | 人 | 9 | 8 | 8 | 10 | 8 |
| B 延べ派遣回数 | 回 | 362 | 327 | 313 | 450 | 350 |
| C | | | | | | |

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

移動入浴車を定期的に派遣し、自宅において入浴サービスを提供することにより、障害者の心身の健康を保つとともに介護者の負担軽減を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 | 26年度 実績 |
|----------|--|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 延べ派遣回数 | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | 回 | 362 | 327 | 313 | 450 | 350 |
| B | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | | | | | | |
| C | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | | | | | | |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 計画 | 26年度 実績 |
|-----|------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 2,233 | 2,036 | 1956 | 2,250 | 2,187 |
| | ②県 | 千円 | 1,116 | 1,018 | 978 | 1,125 | 1,093 |
| | ③地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④一般財源 | 千円 | 1,118 | 1,018 | 979 | 1,125 | 1,095 |
| | ⑤その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 4,467 | 4,072 | 3,913 | 4,500 | 4,375 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 4,467 | 4,072 | 3,913 | 4,500 | 4,375 |
| 備考 | | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

家庭において入浴困難な重度障がい者的心身の健康保持と、介護者の負担軽減を図る在宅支援であり、結果（政策体系）に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

原則として他の入浴方法によることができないものが利用しており、廃止した場合障がい者自身の心身の健康状態への悪影響や介護者の負担が増加する。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

利用者から現在の活動・制度に対し特段の要求はなく、向上余地はない。

(3) 公公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

受益機会について、他の入浴方法によることができないものが利用しており、障がい者自身の心身の健康状態への悪影響や介護者の負担等を鑑みるとこれ以上適正化の余地はない。また、費用負担の面では、制度上原則1割の受益者負担を課しており、利用者の所得状況の傾向から公平・公正であると考える。

(4) 効率性評価

訪問入浴サービスの利用料は、同様の業務を行う介護保険制度においても同額であることから妥当である。また、業務のほぼ全ては委託によるものであり、現状で最低限の業務時間数であると考える。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

| | | | | |
|----------------|------------|---------------|-----|---|
| 総合計画 体系 (新) | 施策 (方針) | 障がい者福祉の充実 | コード | 5 |
| | 小施策 (推進項目) | 障がい者福祉サービスの充実 | コード | 2 |

(2) 改革改善の方向性

特になし。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

訪問入浴サービス事業は、重度の障害者の健康維持と介護者の負担軽減を図ることを目的とした事業である。

他の入浴サービスを受けられない重度の障害者を対象とした限定のサービスであり、代替のサービスはないものである。